

農地利用意向調査について

農業委員会では、毎年、7月から8月にかけて、市内の農地に対して、「農地利用状況調査（農地パトロール）」を実施し、その結果、「再生可能」と判断された遊休農地の所有者等に対しては、11月に今後の農地利用について「農地利用意向調査」（郵送）を実施しています。

この調査の結果、意志どおりに対応されない場合や、未回答の場合は、下図のとおり翌年度から課税が強化（現行の1.8倍）されることとなります。

※農地利用意向調査の流れ

[所有者が把握できる場合]

【農地利用調査を実施】

農業委員会から遊休農地の所有者に対して

- ①農地中間管理機構へ貸し付ける
- ②第三者に売却または貸し付ける
- ③自ら耕作をする

……などの意向を調査

①の場合

農地中間管理機構が借り受けることが出来るか判断。

適合する

中間管理権取得協議

適合しない

農地所有者・農業委員会へ借り受けることが出来ない旨の通知

②③の場合

6カ月後の状況確認

意志どおり実施しているか

または、無回答で農地の状況が改善されているか

・意志どおり
対応済み

耕作再開農地として
登録
(引き続き耕作してください)

・意志どおり未対応
済
・無回答で改善されていない

勧告の実施
**※勧告された翌年から
固定資産税等の課税を
強化**